

お知らせ

胃がん検診のお知らせ～盛、赤崎、猪川、立根、日頃市が対象～

対

盛町、赤崎町、猪川町、立根町、日頃市町に在住の40歳以上の人

▶受付時間

＝午前6時30分～9時

▶検査内容

＝胃部エックス線(バリウム)検査

※食道部分の検査は含まれていません。

▶検診料

・40～69歳…2,000円

・70歳以上、65～69歳の重度心身障害者医療費受給者…500円

・非課税世帯、生活保護受給者…無料

他

・その他の地域は9月に実施します。

・受検票が手元に届いていない人は、健康推進課にご連絡ください。

・12日(土)および19日(土)に受診を希望する場合、電話またはLINEで予約してください。

▶LINE予約方法＝LINEの「友だち追加」からQRコードを選択し、右のコードを読み取ってください。※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

問

健康推進課成人保健係(☎27・1581)



LINE予約はこちら

検診日程	検診会場	対象行政区
7月8日(火) 7月9日(水)	立根地区公民館	【立根】全行政区
7月10日(木) 7月11日(金)	猪川地区公民館	【猪川】全行政区
7月12日(土)	保健センター ※要予約	【盛、赤崎、猪川、立根、日頃市】全行政区
7月15日(火)	赤崎地区公民館 蛸ノ浦地区公民館	【赤崎】全行政区
7月16日(水)	日頃市地区公民館	【日頃市】全行政区
7月17日(木)	保健センター	【盛、赤崎】全行政区
7月18日(金)	保健センター	【盛】全行政区
7月19日(土)	保健センター ※要予約	【盛、赤崎、猪川、立根、日頃市】全行政区

お知らせ

農用地区域からの除外(農振除外)手続きについて

農用地区域内の土地を、やむを得ず農業以外の用途に転用したり造成したりする場合、事前に農用地区域からの除外(農振除外)を行い、農地転用の許可を受ける必要があります。また、大規模林野火災に伴い、農用地区域内の土地に住宅などを建築する場合も、手続きが必要になります。農振除外の手続きは農林課、農地転用の手続きは農業委員会です。※必ずしも除外や転用されるものではありません。

▶農振除外申請の受付期間

7月28日(月)～8月8日(金)

※平日午前8時30分～午後5時15分のみ受け付け

▶提出書類

①農用地利用計画の変更申出書

②事業計画書

③登記全部事項証明書(3カ月以内に取得したもの)

④公図の写し

⑤案内図(縮尺1500分の1～5000分の1程度の地図に申請地を表示したもの)

⑥転用目的に応じた図面(設計書、配置図など)

⑦隣接する農地所有者の同意書(任意様式可)

⑧抵当権者等利害関係者の同意書(任意様式可)

▶農振除外の許可要件＝次の要件を全て満たすこと

①代替えの土地がない

②地域計画の達成に支障がない

③周辺の土地利用への支障がない

④認定農業者・農業法人などの農業経営に支障がない

⑤土地改良施設への支障がない

⑥土地改良事業の完了から8年が経過している

▶申請先・農用地区域の照会

農林課農政係(☎内線348)

7

広報おおふなと 令和7年6月20日号

・費用の記載がないものは無料です。

・申し込み方法の記載がないものは申し込み不要です。

大船渡市役所☎27・3111から内線番号を申し出てください。 INFORMATION

お知らせ

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の通知書を発送します～納期限までに納めましょう～

▶納税通知書の発送日＝7月15日(火)

問

税務課市民税係・諸税係(☎内線153、154)／資産税係(☎内線140、155、156)

区 分	納期限								
	6月30日	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日	2月2日	3月2日
国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
後期高齢者医療保険料 介護保険料		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	
市・県民税	1期		2期		3期		4期		
固定資産税		2期		3期		4期			

※口座振替日は各納期限の直近の25日です。ただし、25日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌平日に振替となります。

忘れずに納めましょう！

▶市・県民税(普通徴収)第1期の納期限は、6月30日(月)です。

▶口座振替日は、6月25日(水)です。口座振替を利用している皆さんは、6月24日(火)までに納税通知書などに記載された税額と、口座の残高を確認ください。

▶納付は便利で簡単、安心な口座振替を推奨します！

便利

金融機関などへ納付に行く手間なし！

簡単

一度の手続きで翌年度以降も自動継続！

安心

納期限ごとの自動引き落としで納め忘れなし！

▶納期限までの納付が困難な人は、税務課収納係までご相談ください。

問

税務課収納係(☎内線157、158、161)



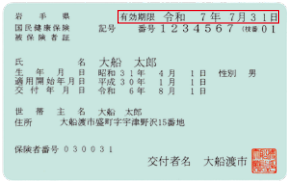
納期限、納付方法についてはこちらをご確認ください。

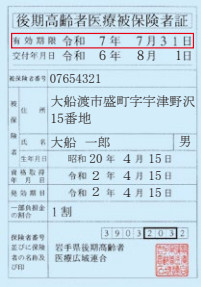
お知らせ

現行の健康保険証の有効期限は7月31日です

現在お持ちの国民健康保険被保険者証と後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日までで、従来の保険証は新たに発行されなくなります。

【例】





■有効期限が切れたら…

マイナ保険証(健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード)または資格確認書を提示することで、これまでどおり医療機関を受診できます。

▶国民健康保険の場合

・マイナ保険証がある…そのままマイナ保険証を使

用してください。

・マイナ保険証がない…7月末までに資格確認書を郵送します。申請は不要です。

▶後期高齢者医療の場合

マイナ保険証の有無にかかわらず、全加入者に7月末までに資格確認書を郵送します。

■マイナ保険証をご利用ください！

まだマイナンバーカードをお持ちでない人や、健康保険証利用登録をしていない人は、この機会にぜひ、マイナ保険証の利用をご検討ください。

問

・国民健康保険…国保医療課国保年金係(☎内線142、143、144)

・後期高齢者医療制度…国保医療課医療給付係(☎内線145、146)



マイナンバーカード申請方法



健康保険証利用の詳細はこちら

対…対象

他…その他

問…問い合わせ先

6